

平成25年度 清須市地域防災計画改正のポイント(その1)

◎地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

◎修正概要

- (1) 愛知県地域防災計画（平成25年度修正）に基づく修正
- (2) 市の実情に合わせた修正

◎主な修正事項

○災害対策基本法の改正に伴う修正

平成24年6月に、東日本大震災から得られた教訓を生かし、いつ起こるか分からない災害に備えるため、大規模広域な災害時における対応の円滑化、迅速化等緊急に措置を要するものについて、災害対策基本法が改正されたことに伴い、必要な修正を行う。

「計画の性格及び基本方針」（新旧対照表P1）

- 第1章 総則 第1節 計画の策定方針
第2 計画の性格及び災害の範囲

この計画を効果的に推進するため、県及び市町村は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

防災会議への女性の登用や避難所運営マニュアルにおいて、避難所運営委員への女性等の登用の明記を実施済み。

「避難の勧告・指示」（新旧対照表P10）

- 第3章 風水害等災害応急対策計画 第5節 避難及び避難所の設置
第1 避難の勧告・指示

⑤ 広域一時滞在に係る協議

災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

○帰宅困難者対策の見直しに伴う修正

大規模災害時に鉄道等の公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しが不明中、多くの人が一斉に帰宅しようとして駅や街路等に集中すると、火災や建物倒壊等の危険に対し速やかな避難行動がとりにくくなることに加え、優先して実施しなければならない救助活動に支障が生じる可能性があることから、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則として対策を見直すことに伴い、必要な修正を行う。

「避難者・帰宅困難者対策」（新旧対照表P5）

- 第2章 風水害等災害・地震災害予防計画
第5節 安全避難の環境整備

第2 避難誘導體制及び避難所運営体制の整備 基本方針

大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事務所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

清須市企業懇話会（資本金1億円もしくは従業員100人以上で、市商工会の加入企業）への啓発を実施する。

「避難者・帰宅困難者対策」（新旧対照表P12）

- 第3章 風水害等災害応急対策計画 第15節 帰宅困難者対策

(1) 公共交通機関が停止した場合

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。

(2) 関係機関との連携

企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

愛知県とコンビニエンスストア事業者で「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書」を締結済み。支援ステーションとしての協力内容は、水道水やトイレ等の提供、マスメディアを通じた情報提供及び帰宅可能な道路に関する情報提供。

平成25年度 清須市地域防災計画改正のポイント(その2)

愛知県に特別警報が発令された場合の清須市の対応 (案)

市民に対して防災行政無線（同報系）、登録メール及びエリアメール、広報車等で直ちにお知らせする。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風 や同程度の温帯低気圧によ り	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします

清須市に発令された場合

(1) 大雨特別警報発令前(大雨・洪水警報の発令の段階)に「避難準備情報」、「避難勧告」が発令されている場合

【清須市の対応】

「直ちに命を守る行動をとってください。」という内容のお知らせをする。(特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知)

→ 市民一人ひとりに身を守るため最善を尽くしてもらう

【市民の対応】

- ① 引き続き指定避難所へ避難する。
- ② 自宅等に垂直避難している場合、「清須市水害対応ガイドブック」に準じた避難行動を起こす。

(2) 「避難準備情報」、「避難勧告」が発令される前に、大雨特別警報発令された場合(「伊勢湾台風」級の台風が接近すると予想される場合)

【清須市の対応】

- ① **特別警報が発令されたとお知らせすると同時に避難準備情報又は、避難勧告を発令する。(夜間に接近すると予想される場合は、特別警報発令前の昼間に注意喚起の事前放送を行う。)**

(地域防災計画の改正案)

清須市地域防災計画 第3章 風水害等災害応急対策計画

第5節 避難及び避難所の設置 第1 避難の勧告・指示

避難準備情報の発表基準(原則)

市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇や気象状況などから判断して、避難を要する状況になる可能性があると判断した場合に、避難準備情報を発令する。

- 出動水位に達し、かつ、以降1時間の予想雨量が30mmを超える場合。
- 新川：水場川観測所の水位が3.9mに達したとき。
- 庄内川：枇杷島観測所の水位が6.3mに達したとき。
- 五条川：春日観測所の水位が4.6mに達したとき。
- **気象等特別警報が発令されたとき。**

避難勧告の発令基準(原則)

市長は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人命、身体の保護、又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときに発令する。

- 警戒水位に達し、かつ、1時間に30mmを超える雨を観測したとき。
- 新川：水場川観測所の水位が4.8mに達したとき。
- 庄内川：枇杷島観測所の水位が7.8mに達したとき。
- 五条川：春日観測所の水位が5.0mに達したとき。
- **気象等特別警報が発令されたとき。**

- ② 指定避難所を開設する。

【市民の対応】

- ① 指定避難所へ避難する。
- ② 「清須市水害対応ガイドブック」に準じた避難行動を起こす。